平成２８年（フ）第２１０号
新潟市中央区沼垂東３丁目１番３号　マンションリーベ205号
債務者　カフェアリナこと　小野　達也
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
山梨県南アルプス市山寺1212番地
債務者　角田　敏夫
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
山梨県甲府市善光寺３丁目30番９号、前住所
山梨県甲斐市大下条11番地　中込住宅
債務者　石川　秀樹
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
静岡県富士宮市大鹿窪382番地の７
債務者　阿部　光男
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２６号
三重県桑名市長島町押付527番地４
債務者　**今吉**　正弘
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
三重県桑名市筒尾７丁目７番地６
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団６－102
債務者　川合　文介
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
三重県いなべ市藤原町長尾267番地、前住所
三重県いなべ市藤原町長尾360番地８
債務者　宮木　正昭
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
三重県四日市市釆女町215番地２　レオパレスＵＮＥＭＥⅡ－107
債務者　安田　有香
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
三重県四日市市高見台２丁目１番地　高見台寮　734－１、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町海老津１丁目８番９号
債務者　石村芳悠樹（旧名芳幸）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
三重県四日市市楠町北五味塚2060番地54
債務者　木村記美子こと　尾関記美子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
滋賀県長浜市小堀町250番地17リバーサイドハイム２号室
債務者　豊田ファビオこと　ＦＡＢＩＯ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＴＯＹＯＴＡ
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目10番26号
債務者　**吉**村　正行
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４７号
愛媛県松山市東長戸３丁目10番31号　渡部ハイツ102号
債務者　奥田　朝男
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８号
愛媛県松山市東長戸３丁目10番31号　渡部ハイツ102号
債務者　奥田美惠子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
愛媛県松山市久万ノ台628番地３
債務者　多田　真吾
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９３号
愛媛県松山市久万ノ台628番地３
債務者　多田美津子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松山地方裁判所民事部